

## お宅の樹木

“枝が伸びていませんか”？



道路に伸びている樹木は、なかなか自宅のものだと気がつきません。枝が伸びすぎ見通しが悪くなることによって、車や人の通行に影響を及ぼし交通事故を誘発する場合があります。

今一度、自宅の樹木を見回し、ちょっと伸びていたら適切な管理をお願いします。

## 年金だより

### 学生のみなさんへ

学生納付特例の申請手続きを忘れていませんか？

学生の方で所得が無い場合や少ないことにより、国民年金保険料を納めることが困難なときは、学生納付特例の申請が必要です。社会保険事務所で前年所得などを審査し、承認された期間は保険料納付が猶予されます。

#### 申請できる方

① 20歳以上の学生の方で、本人の前年所得が68万円（収入が133万円）以下の方です。（学生の方に扶養家族があれば、基準額が変わります。）

② 平成15年1月1日以降に会社等を退職された方は、前述の所得を超えていても退職を考慮した審査が受けられます。

※「学生」とは、大学（院）・短大・高等専門学校・専修学校に在学の方を対象とします。夜間部・定時部・通信課程の学生も対象になります。

ます。また、日本の学校に限りません。

#### 承認期間

① 申請した月の前月分（4月申請の場合は4月分）から、平成17年3月分まで。

② 申請は毎年必要です。

#### 承認されると

① 承認期間中に、事故や病気で障害が残ったときは、一定の要件を満たしていれば「障害基礎年金」が支給されます。

② 承認期間は、老齢基礎年金額の計算には入りません。

③ 承認期間の保険料は、10年以内は納められます。納めた期間は、年金額の計算に算入されます。

#### 手続きに必要なもの

① 学生証の写し又は在学証明書

② 年金手帳

③ 印鑑

④ 会社等を退職して学生になった方は雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証（コピー可）

※問い合わせ先

住民課国保年金係  
☎ 82-8813

- 平成16年4月からの保険料は、月額13,300円に据え置きです。
- 保険料の納付は、前納払いがお得です。

保険料を前もって一度に納付できる前納制度があります。前納すると毎月納める手間が省け、納め忘れもなく安心です。さらに、保険料の割引もあります。